

保健師・栄養士だよ



## 成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチンの 予防接種はお済みですか？



肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて感染すると、肺炎などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎はわが国の死亡原因の第5位で、成人の肺炎のうち、1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています（厚生労働省より）。

浦臼町では、平成26年10月より、成人（高齢者）用肺炎球菌予防ワクチン接種費用の一部の助成をしています。**接種費用から助成分（5,000円）を差し引いた金額を医療機関にてお支払いして頂きます。令和2年3月31日までが助成の対象期間となりますので、かかりつけ医に相談の上、接種についてご検討ください。**助成の対象となる方には、平成31年4月頃に予診票を送付させて頂いておりますので、詳細についてはお手元の文書をご参照ください。なお、**これまでに成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は助成の対象にはなりません**ので、ご注意ください（既に定期接種されている方につきましては、予診票を郵送しておりません）。

### 令和元年度に助成対象となる方

65歳：昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの方  
 70歳：昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方  
 75歳：昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方  
 80歳：昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの方  
 85歳：昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの方  
 90歳：昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれの方  
 95歳：大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれの方  
 100歳：大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれの方  
 平成30年度末で100歳以上：大正8年4月1日以前生まれの方

助成対象の方で予診票が  
お手元がない場合は、保健センター  
にご連絡ください。

### 〈成人（高齢者）用肺炎球菌ワクチン予防接種が可能な医療機関〉

下記にかかりつけの医療機関がない場合は、接種について医師にご相談ください。

【浦臼町】 浦臼町立診療所

【奈井江町】 奈井江町立国民健康保険病院、方波見医院、岸本内科消化器科クリニック、武市内科

【滝川市】 滝川市立病院、久保会医院、神部クリニック、石田クリニック  
 おおい内科循環器クリニック、文屋内科消化器科医院

【砂川市】 砂川市立病院（内科・循環器内科）、明円医院、村山内科医院、細谷医院

【新十津川町】 空知中央病院、花月クリニック

【雨竜町】 新雨竜第一病院

【月形町】 月形町立病院

【美唄市】 なかむら内科・消化器内科クリニック

（令和2年2月3日現在）

予防接種の際は、医療機関に予約の上、予診票を記載してから受診してください。  
 ご不明な点につきましては、保健センター（69-2100）にお問い合わせください。

元気にあいさつをしましょう!!

## 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療給付制度について

障害者及びひとり親の方を対象に北海道と町が協力して医療費の助成をしています。

### ★助成の対象となる方 ◇障害 ◆ひとり親

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入している方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

- ◇身体障害者手帳1・2級または3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、もしくは肝臓の機能障害に限る）に該当する方
- ◇療育手帳A判定、重度の知的障害（知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する方については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする方）と判定または診断された方
- ◇精神保健福祉手帳1級に該当する方
- ◆ひとり親家庭で20歳未満の子供を扶養している親と子
- ◆両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子
  - ※18歳～20歳については、大学・専門学校等に在籍している子供など、条件があります。
- ◇◆所得制限に該当しない方

### ★助成内容

- ・入院・通院・歯科・調剤等にかかった健康保険適用分の医療費
- ただし、一部負担金（自己負担）等を除きます。
- （18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児等医療費自己負担額は町の助成対象になります。）

### ★医療費自己負担額

- ・3歳未満及び低所得者（非課税世帯）  
初診時一部負担金（医科：580円、歯科：510円、柔道整復：270円）  
基本利用料（8,000円上限とする）
- ・一般（課税世帯）  
医療費の1割負担（月額上限 ※入院+外来：57,600円 外来：18,000円）  
※療養月から遡って12ヶ月以内に高額療養費が3ヶ月以上支給されている場合は  
44,400円とする
  - ※後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が「1割負担」の方については、  
重度心身障害者医療費助成制度と同額になるため、助成の対象になりません。

### ★申請に必要なもの ◇障害 ◆ひとり親

- ◇身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など ◇◆健康保険証 ◇◆印鑑
- 【詳しくは役場暮らし応援課住民係までお問い合わせください。電話 68-2112】

振り込めサギには十分注意しましょう！